

令和6年第1回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和6年3月22日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（12名）

1 番	谷 川 暢 一 君	2 番	川 島 富士夫 君
3 番	西 村 毅 君	4 番	倉 谷 明 君
6 番	藤 田 正 美 君	8 番	熊 谷 勘 信 君
9 番	島 津 秀 樹 君	10 番	辻 岡 正 和 君
11 番	坂 本 豊 君	12 番	今 井 富 雄 君
13 番	北 原 武 道 君	14 番	松 本 孝 雄 君

2. 欠席議員

5 番 増 井 文 雄 君

3. 欠 員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 宮 登志次 書 記 堀 田 美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	会 計 管 理 者	三 宅 宗 左
総 務 課 長	岡 本 隆 司	総合政策課長	岸 本 晃 浩
観光商工課長	佐 野 明 子	税務住民課長	中 西 みや子
環境安全課長	中 村 辰 也	福 祉 課 長	山 口 勉
子育て支援課長	旭 明 男	健康医療課長	池 田 和 哉
建 設 課 長	竹 内 正	上下水道課長	飛 永 浩 志
産業振興課長	中 村 和 幸	パレア文化課長	山 本 裕 之
歴史文化課長	木 下 忠 幸	教育委員会事務局長	宮 田 雅 秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 発委第 1 号 若狭町議会会議規則の一部改正について

日程第 3 発委第 2 号 若狭町議会委員会条例の一部改正について

日程第 4 発委第 3 号 若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定
について

日程第 5 議案第 11 号 若狭町監査委員条例の一部改正について

日程第 6	議案第 12 号	若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 13 号	若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 14 号	若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 15 号	若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 10	議案第 16 号	若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について
日程第 11	議案第 17 号	若狭町手数料徴収条例の一部改正について
日程第 12	議案第 18 号	若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第 13	議案第 19 号	若狭町介護保険条例の一部改正について
日程第 14	議案第 20 号	若狭町漁港管理条例の一部改正について
日程第 15	議案第 21 号	若狭町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
日程第 16	議案第 22 号	若狭町水道事業給水条例及び若狭町水道法施行条例の一部改正について
日程第 17	議案第 23 号	若狭町情報基盤整備事業基金条例の廃止について
日程第 18	議案第 24 号	若狭町えびす荘条例を廃止する条例の提出について
日程第 19	議案第 25 号	小浜市と若狭町との廃棄物（可燃物）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の廃止について
日程第 20	議案第 26 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 21	議案第 27 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 22	議案第 28 号	令和 6 年度若狭町一般会計予算
日程第 23	議案第 29 号	令和 6 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
日程第 24	議案第 30 号	令和 6 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 25	議案第 31 号	令和 6 年度若狭町直営診療所特別会計予算
日程第 26	議案第 32 号	令和 6 年度若狭町介護保険特別会計予算
日程第 27	議案第 33 号	令和 6 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
日程第 28	議案第 34 号	令和 6 年度若狭町営住宅等特別会計予算

- 日程第 29 議案第 35 号 令和 6 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 36 号 令和 6 年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 31 議案第 37 号 令和 6 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 32 議案第 38 号 令和 6 年度若狭町下水道事業会計予算
- 日程第 33 議案第 39 号 令和 6 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
- 日程第 34 議案第 40 号 町道路線の認定、廃止及び変更について
- 日程第 35 請願第 1 号 (仮称) 三十三間山の風力発電事業計画に対して反対する意見書の請願を求める請願書
- 日程第 36 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 37 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 38 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前 11 時 04 分 開会)

○議長（辻岡正和君）

ただいまの出席議員数は 12 名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第 1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、3 番、西村 毅君、4 番、倉谷 明君を指名します。

～日程第 2 発委第 1 号・日程第 3 発委第 2 号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第 2、発委第 1 号「若狭町議会会議規則の一部改正について」及び日程第 3、発委第 2 号「若狭町議会委員会条例の一部改正について」の 2 議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、島津秀樹君。

○議会運営委員長（島津秀樹君）

発委第 1 号「若狭町議会会議規則の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

まず地方自治法の改正を受け、若狭町議会会議規則において、書面等が要求される議案や請願等のオンライン化を可能とするため、補足に各手続のオンライン化に対応する通則的な規定を新設するものであります。

続いて、現在の法令では使用されていない用語の改正を行い、「携帯品」の「外套、襟巻」については「コート、マフラー」とし、「かさ」については漢字表記に改めるものであります。

また、「写真機及び録音機の類」は削除し、病気その他の理由により必要な携帯品については、議長への届出制に改めるものであります。

新設となる「会議録の配付」「資料等印刷物の配付許可」「分科会又は小委員会」「秘密会の動議」については、それぞれの手続について明文化をするものであります。

なお、「会議時間」については、会議時間の変更手続を明文化し、災害時など特に緊

急を要する場合で、会議中でない場合にも対応できるよう規定するものであります。

議会に係る手続のオンライン化などを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、全国町村議会議長会において決定された標準町村議会会議規則の改正に沿った内容に改めたいので、この案を提出させていただくものであります。

次に、発委第2号「若狭町議会委員会条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の改正を受け、若狭町議会委員会条例において、書面等を前提とする手続のオンライン化を可能とするため、該当する第22条（意見を述べようとする者の申出）、第26条（代理人又は文書等による意見の陳述）、第27条（記録）を改正するものであります。

また、開会の特例として、オンラインによる方法で開会する場合を想定し、大規模な災害の発生、感染症の蔓延などにより委員会を開会することが困難な場合に加え、多様な人材の議会への参画を図る観点から、育児、介護、その他やむを得ない事由もオンラインの要件に加えるものであります。

第5条（特別委員会の設置）及び第7条（委員の選任）の改正については、第5条中の「特別委員会の委員」を「特別委員」に表現を整理するとともに、第7条の重複する規定を削除し、第5条第3項に移動、新設するものであります。

議会に係る手続のオンライン化などを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、全国町村議会議長会において決定された標準町村議会委員会条例の改正に沿った内容に改めたいので、この案を提出させていただくものであります。

以上、よろしく御審議のうえ、何とぞ御決議賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（辻岡正和君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、発委第1号「若狭町議会会議規則の一部改正について」に対する討論を行

います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第1号「若狭町議会会議規則の一部改正について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号「若狭町議会委員会条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第2号「若狭町議会委員会条例の一部改正について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第4 発委第3号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第4、発委第3号「若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、島津秀樹君。

○議会運営委員長（島津秀樹君）

それでは、発委第3号「若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律（令和４年法律第１０１号）により、各会計年度において、支払いを受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から、政令で定める額を超えないものを議員個人による請負に関する規制の対象から除くこととされました。

また、普通地方公共団体の議会の議員個人による当該普通地方公共団体に対する請負の規制の対象から除外される各会計年度において、支払いを受ける当該請負の対価の総額の上限額を３００万円とする政令が令和５年３月１日に施行され、議員個人の請負について、その透明性の確保が求められることから、この案を提出させていただくものがあります。

以上、よろしく御審議のうえ、何とぞ御決議賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（辻岡正和君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、発委第３号「若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第３号「若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第５ 議案第１１号から日程第３５ 請願第１号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第5、議案第11号「若狭町監査委員条例の一部改正について」から日程第35、請願第1号「（仮称）三十三間山の風力発電事業計画に対して反対する意見書の提出を求める請願書」までの31議案を一括議題とします。

この31議案については、去る2月28日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員長、倉谷 明君。

○総務産業建設常任委員長（倉谷 明君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月28日、令和6年第1回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案16件と請願1件であります。

議案審査のため、2月29日午前9時より委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第11号「若狭町監査委員条例の一部改正について」であります。地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。人事院による職員の勤務時間の改定に関する勧告に伴い、条例の一部改正するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 フレックスタイム制の導入について、週1日の休みを残りの4日間で割り振ると1日に2時間多く勤務することになる。2週に1日など自分で目標を決めて申告すればよいのか。

答 この制度については1週間以内で調整となっている。調整時間は申告制である。

問 施行日が令和7年4月1日となっているのはなぜか。

答 これから制度を導入するにあたり、モデルケースを検討するなど調整を行うための猶予期間である。

問 残業時間の制限はないのか。

答 月60時間を目安としている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ですが、地方自治法の一部改正に伴い、育児休業を取得している会計年度任用職員に対する勤勉手当等の支給について規定している関係条例の一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」ですが、特別職の職員の内国旅行における日当及び宿泊料を増額するため、条例の一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ですが、人事院勧告に基づき、勤務時間等の制度の見直しに伴い、条例の一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について」ですが、一般職の職員の内国旅行における日当及び宿泊料を増額するため、条例の一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」ですが、ごみ処理体制の変更に伴い、手数料の徴収が不要となったため、条例の一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「若狭町漁港管理条例の一部改正について」ですが、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべ

きものと決しました。

次に、議案第２１号「若狭町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について」がありますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第２２号「若狭町水道事業給水条例及び若狭町水道法施行条例の一部改正について」がありますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第２３号「若狭町情報基盤整備事業基金条例の廃止について」がありますが、令和５年度をもって同基金を全額処分するため、条例を廃止するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第２４号「若狭町えびす荘条例を廃止する条例の提出について」がありますが、若狭町えびす荘の廃止に伴い、条例を廃止するものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問 指定管理者に対する対応について伺う。

答 えびす荘廃止について、若狭町公共施設総合管理計画に基づき、平成２９年の指定管理更新時から廃止の告知をし、令和３年には更新延長ができないことと告知をした。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第２５号「小浜市と若狭町との廃棄物（可燃物）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の廃止について」がありますが、小浜市クリーンセンターを廃止することに伴い、規約を廃止するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第２６号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」がありますが、海越浄化センター整備に伴う辺地対策事業債の発行及び措置のため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべ

きものと決しました。

次に、議案第27号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」ですが、飲料水供給施設杉山地区整備に伴う辺地対策事業債の発行及び措置のため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号「町道路線の認定、廃止及び変更について」ですが、倉見井崎線成願寺地係における道路改良工事に伴うものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、請願1件ですが、紹介者である川島議員及び参考人として提出者に趣旨説明、意見聴取、質疑を行うため、出席を求め審査をいたしました。

請願第1号「（仮称）三十三間山の風力発電事業計画に対して反対する意見書の提出を求める請願書」については、（仮称）三十三間山の風力発電事業に対して若狭町議会として反対の意見表明を決議し、意見書の提出を求める内容のものです。

審査の過程における主な質疑では、

問 みそみ地区の方は山を守るためにどのような活動をされているのか。

答 自然に親しむ、山に親しむ活動として、みそみ地域づくり協議会で「みそみトレイルクラブ」を立ち上げ、登山を楽しむとともに植樹を行っている。活動をする中で三十三間山は国有地であるので、国が責任をもってこれ以上山が荒廃しないよう保全してほしいという思いを持った。

趣旨説明、意見聴取、質疑後の各委員からの意見では、

意見 本日の委員会で採決まで持って行っていただきたい。

意見 住民2,200人の署名をもってこの請願が出されたということで、若狭町には非常に大きな問題であると一住民として受けとめている。全若狭町の意見として、請願を採択し、国や知事に届けたいと考える。

意見 風力発電は反対ではないが、山を触ることは反対である。日本全国で災害が発生している。そのようなときに山を切り開き大災害が起きたときに誰が責任を取るのか、どこが責任を持つのか、明確にしておかなければならない。また、この事業によるメリット、デメリットについても議論し、議会として結論を出す必要がある。しかし、一番大事なのは地元住民の意向である。議会としてもしっかりと対応したい。

意見 我々議会も山の環境保全などについて話をする機会がなかった。森林環境税な

どの有効活用についても議論をしていきたい。本委員会は、全議員の半分しか所属していない。委員以外の議員の意見も聞かなければならない。本委員会で採決しても本会議場で討論等意見が出てくるであろう。その意見を聞く場を持ちたい。また、昨年、事業者の説明会を開いて話を聞いたが、中身を理解することができなかったし、事業者に意見を言う場もなかった。ここで事業者との関係を切ってしまうのは心配である。環境影響評価の中止を求めるにしても、事業者への意見を言う場を設けたい。風力発電そのものを反対しているわけではないので、再生可能エネルギーやこれからのカーボンニュートラルに対して町がどのように取り組むのかといったことも勉強したい。今定例会で三十三間山の風力発電事業計画に対して反対というのは簡単だが、議員全員で議論する時間をいただきたい。

意見 旧三方町時代にも三十三間山に風力発電所の話があったが、当時、「野鳥の会」が反対をされ、打ち切りとなったと記憶している。とても容認することはできない。メリットもなく、災害が起きたときにどこが管理するか疑問に思う。町長も反対を表明している。高島市の市長も反対している。その中で災害が起きたときに誰が管理するのか。

意見、勉強は必要かもしれないが、これ以上時間をかけてもよい結果は得られない。事業者は一方的な説明で、事業を進めたいというだけである。事業者の説明を聞いても進まないと思う。議会として、中止に向けて時間をかけず進めていくしかない。

質疑を終結し、本委員会で採決を行うことについて、各委員からの意見では、

意見 これからの環境を考える中でも、議員全員の意見をまとめる話し合う機会を持ってやっていったほうがよいのではないかと。三十三間山の風力発電事業計画に対して、総論は反対であっても議論を深めていくのが議員の役割であり、2, 200名の署名は分かるが、町内全域の意見を調べる必要もある。その機会を得るためにも特別委員会を設置し、そこで議論していくのも一つの方法ではないか。それで、議会としての意見がまとまるのではないかと。よって、特別委員会の設置を求める。

意見 特別委員会の設置について、本委員会で判断してほしい。

意見 本委員会への付託内容は請願書についてである。意見書の提出について賛成するかしないかを決めてからであり、特別委員会の設置は別である。採択、不採択を採決してから特別委員会をどうするか協議したらよいのではないかと。

意見 本委員会で請願を受けて、請願について議員全員で話し合う場所、勉強する場所をもって、継続的に審議してはどうかという提案である。

意見 請願について委員会付託をされているので、本委員会で採決するべきである。

意見 本会議で採決するための参考意見とするため、本委員会での意思表示が必要。

ここで、まず請願第1号「（仮称）三十三間山の風力発電事業計画に対して反対する意見書の提出を求める請願書」について、審査方法を検討し継続審査とすべきかを採決し、結果、委員多数の反対により、本委員会では採決すべきものと決しました。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、討論を終結し、本請願について採択、不採択の採決の結果、委員多数の賛成をもって、採択すべきものと決しました。

次に、本会議で請願第1号が採択された場合、意見書の取扱いについて委員に諮ったところ、

意見 意見書案の文言を一部修正し、「巨大風車17基が建設される予定です。」もしくは「計画されています。」とするのがよい。

意見 意見書の提出先について、令和4年に経済産業省商務情報政策局が「株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング」（仮称）三十三間山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について」と題して意見を出しているのので、経済産業大臣を追加すべきである。

意見 意見書の提出先に県選出国會議員を加えたほうがよい。

意見 意見書の上程議案は発議とし、賛成委員の中で提出者と賛成者とする。

結果 意見書案の文言の一部修正と意見書の提出先に経済産業大臣及び県選出国會議員を加えることとし、意見書の上程議案の提出者及び賛成者は、賛成委員とすることで賛同が得られました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

次に、教育厚生常任委員長、西村 毅君。

○教育厚生常任委員長（西村 毅君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月28日、令和6年第1回若狭町議会定例会において、教育厚生常任委員会に審査を付託されました案件は、議案2件であります。

議案審査のため、3月4日午前9時より委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず議案第18号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」であります。本案は、国のこども家庭庁

の設置等による子ども・子育て支援法等の関連法律の改正に伴い、条例を一部改正するものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についてだが、昨今、バス送迎での置き去りや、うずらの卵がのどに詰まる死亡事故が発生している。町はどう対応しているか。

答 日々の通園通所に使う送迎バスはない。また、危機管理等のマニュアルを設け、給食については定期的に給食部会等にて確認している。うずらの卵はのどに詰める危険性があることから、従来から給食に出していない。

問 事業者が策定する計画の安全、実効性はどこが確認するのか。

答 県の認可保育所であり、毎年、指導監査がある。また、所長会や保育所内の研修等で確認している。

問 懲戒にかかる権限の条文が削除されることはどう考えているか。

答 懲戒権については、子どものしつけのために制裁を加えることが児童虐待を正当化され、口実に利用される懸念があるため、懲戒権はないという法律の改正に基づき条文を削除することとなる。

問 保護者が子どもを送ったつもりで車の中に置き去りにし、炎天下にそのまま死亡へとつながってしまった事例があったが、町では欠席児の連絡等対策は行っているか。

答 送迎では保育所の中まで来てもらい保育士と直接受け渡しをする。仮に出席していない場合、必ず保護者に連絡し、所在を確認している。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「若狭町介護保険条例の一部改正について」であります。本案は、令和6年4月から始まる第9期若狭町介護保険事業計画における保険料の見直しに伴い、条例を一部改正するものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問 準備基金投入額というのは、町の介護保険の基金から充てるということか。

答 介護保険を原資とする保険料上昇の抑制を図るための準備基金からである。

問 基準所得金額等を第8期の10段階から第9期は13段階へと枠を増やしたのは理由があるのか。

答 所得の違いを考慮し段階を広げるという国の指針に基づいている。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもつ

て、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

次に、予算決算常任委員長の審査報告は、若狭町議会委員会条例第11条により、予算決算常任副委員長、倉谷 明君に求めます。

予算決算常任副委員長、倉谷 明君。

○予算決算常任副委員長（倉谷 明君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月28日、令和6年第1回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました、議案第28号「令和6年度若狭町一般会計予算」から議案第39号「令和6年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの12議案について審査報告をいたします。

議案審査のため、3月8日及び11日の2日間、委員会を開催し、8日は12名の委員、11日は11名の委員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず議案第28号「令和6年度若狭町一般会計予算」は、歳入歳出予算額を116億7,203万2,000円と定めるもので、前年度との比較では3億5,871万7,000円の増加、率にして3.17%の増加となっています。

予算内容の歳入では、町税は17億5,032万8,000円で前年度と比較し3.16%の減少、地方交付税は43億円で2.38%の増加、国庫支出金は7億7,945万5,000円で31.62%の増加、県支出金11億6,346万円で2.18%の増加、寄附金は6億1,118万円で18.93%の増加、繰入金は9億6,307万5,000円で31.95%の増加、町債は9億4,900万円で23.71%の減少などがあります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費は28億7,608万7,000円で11.3%の増加。主な事業は、災害情報放送設備整備事業やスマートエリア開発事業、ふるさと納税推進事業などがあります。

民生費は25億1,928万5,000円で2.64%の増加。主な事業は、保育所総務管理事業や児童手当事業などがあります。

衛生費は13億7,952万7,000円で1.12%の増加。主な事業は、環境まちづくり推進事業や清掃総務費などがあります。

農林水産業費は５億９，５１２万４，０００円で３．４４％の増加。主な事業は、水田農業機械施設等整備事業や鳥獣被害防止総合対策事業などであります。

商工費は３億１，８９２万５，０００円で０．５６％の増加。主な事業は、三方五湖周辺再整備事業やふるさと応援産品創出支援事業などであります。

土木費は１０億３，１００万８，０００円で２．６９％の減少。主な事業は、道路維持修繕事業などであります。

消防費は４億２，４５０万円で５．５％の増加。主な事業は、敦賀美方消防組合負担金や若狭消防組合負担金などであります。

教育費は１１億９，８６８万９，０００円で１．６８％の増加。主な事業は、野外運動施設管理事業や放課後児童健全育成事業などであります。

公債費は１２億１，０８９万４，０００円で３．８％の減少であります。

以上が令和６年度若狭町一般会計予算の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず総務課関連では、

問 町制２０周年記念事業について、町主催のイベントに２０周年記念の冠をつけて実施するが、地域主催のイベントについてはどのように考えているか。

答 地域主催のイベントについては「地域活力フォローアップ事業」により支援を考えている。詳細は実行委員会で協議し取り組む。

問 以前開催された地域医療シンポジウムの中で、自治体の病院スタッフがイベントを主催して住民とつながる努力をしている報告があり、よい取組だと感じた。イベントをするうえで病院スタッフの参加はどう考えているのか。

答 救護を含め出役をお願いすることとなっている。また、担当課である健康医療課で「みんなでｅハッピー事業」を実施する計画であり、それらの事業と一緒に取り組むよう考えている。また、ハート＆アートフェスタへの参加も準備している。

問 町制２０周年記念事業でデザインマンホールを計画しているが、デザインはどのように決めるのか。他自治体もマンホールデザインは趣向を凝らし、海外からも見に来る方がいると聞く。２０周年ロゴマークも公募で話題づくりになったので、今回も公募としてほしい。

答 公募やデザイン会社等への依頼など現在、検討中である。

問 町制２０周年記念コンサートは多くの町民が楽しめることが望ましいが、パレア若狭音楽ホールは定員が限られている。多くの人が楽しめる方法は考えられないか。

答 町制２０周年記念イベントは、コンサートに限らず多くの方に参加していただき

たい。実行委員会で今後、検討する。

問 公用車の購入についてリースは考えていないのか。購入とリースでは費用面で差はあるのか。

答 リースも含めた更新計画を立て、これまでにリースで導入した車両もある。様々な方法で経費が抑えられるよう計画しており、一概にどちらがよいとは言えない。

問 費用の高いEV車を導入する目的は何か。

答 EV車導入については、地球温暖化防止等の目的で、国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助事業を活用し、公用車更新時に今後10台程度、導入を計画している。

問 ふるさと納税寄附金について、令和5年度は目標額に届かなかったが、令和6年度では1億円多く目標を設定している。目論見はあるのか。

答 令和6年度においては、通常のふるさと納税寄附金に加えクラウドファンディング型の寄附金を計画している。

総合政策課関連では、

問 スマートエリア開発事業の中のスマートポールについて、リアルタイム視聴、録画・再生が可能となっているが、どのように利用するのか。また誰でも見ることができるのか。

答 スマートポールは、防犯カメラや防犯灯、見守りスポットなど多目的利用ができるものである。視聴については個人情報保護の観点から限られた人のみである。

問 監視カメラや防犯カメラはプライベートな部分が映る可能性がある。住民との合意はどうなっているのか。

答 スマートエリア構想については、令和4年6月にスマートエリア構想委員会を立ち上げて行ってきた。地元井ノ口や市場区長、企業や大学の方に入っている。その中で住宅団地、スマートポール、地域BWA（ブロードバンドワイヤレスアクセス）等の整備について説明を行ってきた。比較的、地域の中には浸透しやすいと考えている。防犯カメラに映るプライベートに関することは区長や地域の方と話をし、地元と合意を取りながら設置を進める。

問 地域BWA（ブロードバンドワイヤレスアクセス）とはどういったものか。

答 Wi-Fiがつながるエリアを公共で整備するものである。Wi-Fiスポットを幾つも整備するイメージである。

問 次世代定住促進事業の新規事業「通勤・通学かがやき割」とはどのようなもので、どのような利用者を想定しているのか。

答 北陸新幹線敦賀延伸に併せて、通勤通学に北陸新幹線を利用される方に対し、定

期券購入費のうち、月1万円を1年間補助するもので、例えば、若狭町内の自宅から福井市内の大学に通学する学生や越前武生の企業へ通勤する方を想定している。利便性を周知しながら広めていく。令和7年度以降については状況を見て検討する。

問 次世代定住促進事業の「わかさへ帰ろう学生帰省支援事業」など補助金の手続に若狭町公式LINEを利用することはできないか。

答 補助金申請の要綱など確認し今後、検討する。

問 集落活性化のため集落のお祭りに使用のお面などを購入した場合、「SDGs集落づくり推進事業」を利用することができるか。

答 利用できると考える。

問 SDGs企業推進事業について、この補助事業を利用するには福井県SDGsパートナー登録が必要だが、町内でどのような団体が登録しているのか。応募者多数の場合はどのように決めるのか。また補助事業の成果をどのように考えるか。

答 町内で登録している団体は、一般企業だけでなく美方高校や観光協会など各種団体も登録されている。補助については、令和6年度は20団体分を見込んでおり、広く町内の企業、団体に広報したいと考えているため、応募者多数の場合は厳正な審査となる。活動内容などは申請者と一緒に町も考えていくが、成果については、失敗を恐れず積極的にSDGsに取り組んでいただきたい。

問 SDGs集落イベント活性化支援事業は、若者、女性、外国人、子どもを対象にした今後、継続するイベントとなっているが、どのようなイベントを想定しているのか。また他の補助金と併用できるか。

答 集落で婚活イベントを開催するなどである。他の補助金との併用であるが、自己負担額2分の1等、要綱に沿った内容であれば可能である。

問 「複数集落共同実施事業」は近隣集落との連携となっているが、隣接した集落ということか。

答 想定は、隣の集落で同じような活動をする場合、単独では難しいが、複数集落であればできる事業に対して支援を考えている。基本的には隣接の集落と考えている。

観光商工課関連では、

問 三方五湖ツーデーマーチについて、昨年事故を受け、コースの見直しや安全面での見直しはあるのか。

答 若狭・三方五湖ツーデーマーチ実行委員会で協議を重ね、警察や消防とも相談し、これまでのコースについて検証をしてきた。安全対策として、看板やコーンを設置し危険箇所に近づかないよう周知したり、スタッフを配置することで、例年どおりのコース

で実施する予定である

問 三方五湖周辺再整備事業の対象地域には、道の駅三方五湖、縄文ロマンパークのほかに民有地もあるが、交渉しているのか。

答 現在、交渉する段階には至っていない。今後、可能性を調査していく。

環境安全課関連では、

問 能登半島の震災を受け、集落で簡易トイレの備蓄を計画したい場合、補助事業はあるか。

答 例年、実施している自主防災組織への補助事業を利用させていただきたい。

問 防犯カメラの設置の要望が予定より多い場合の対応はどうするのか。

答 令和6年度は3集落分を見込んでいるが、集落ヒアリングの要望等で対応していく。

産業振興課関連では、

問 ふるさと納税型クラウドファンディングの納税者にも返礼品を贈るのか。ふるさと納税型クラウドファンディングで募った寄付金をふるさと応援産品創出支援事業費に充当するということか。

答 返礼品を贈る予定である。いただいた寄付金から返礼品分を差し引いた残りの部分をふるさと応援産品創出支援事業の財源とする。

歴史文化課関連では、

問 持田区にコウノトリが巣作りを始めたが、電柱のため、撤去と巣作りを繰り返している。三田区にも巣作り用の塔を建てているが、持田区にも建てられないか。

答 今後、地域の盛り上がりの状況によっては検討したい。

福祉課関連では、

問 老人クラブ等事業補助金437万1,000円は町老人クラブ連合会への補助金か。

答 437万1,000円には各集落老人クラブ等への補助金も含まれている。

教育委員会関連では、

問 熊川小学校で実施している児童クラブの移転について、利用者へ周知はされているのか。

答 熊川小学校の児童クラブは、今年の春休みから歴史文化館の3階で行う予定となっており、その周知は済んでいる。

問 瓜生小学校改修事業の設計費が工事費に対して高額であるが、妥当か。

答 設計費については、令和6年度予算で校舎の改修部分も併せて計上しているが、

工事費については令和6年度実施予定の体育館の改修部分のみである。

問 勤労者体育館の裏手にあったトイレが撤去されたが、今後、トイレを設置する予定はないか。

答 場所は変わるが、設置する予定である。

問 歴史上の人的文化遺産顕彰事業が令和6年度から補助金になった理由は何か。また今年の催し物はどのようなものを予定しているのか。

答 佐久間勉艇長記念遺徳顕彰式典実行委員会へ補助することとなった。昨年と同じく式典はリブラ若狭で行い、自衛隊の演奏会をパレア若狭で行う予定である。

問 佐久間勉艇長記念遺徳顕彰式典実行委員会はどのような構成か。

答 佐久間艇長遺徳顕彰会、佐久間記念会館運営委員会、佐久間艇長研究会、地元小学校校長、自衛隊協力会、町、南前川区、北前川区区長である。

問 瓜生小学校の校名を公募するとなっているが、採用基準などあるのか。

答 校名の公募は、瓜生、熊川両地区の方を中心に瓜生小学校、熊川小学校の卒業生も含め応募していただいている。採用については、準備委員会40名の中で選定するが、どちらかの地区の学校名などに偏らないなど基準を決めていただいている。

パレア文化課関連では、

問 フィットネスパレア若狭利用促進事業補助金の内容はミズノの企画か。町も企画に参加し公式LINEから申し込める、はぴコインの特典が付くなどはないのか。

答 ミズノが利用促進策を提案したものに町が補助する形で広報を町も一緒に行う。

問 フィットネスパレアでいろいろと計画し会員を400名にしたいということであるが、全国的にフィットネスの会員数が減少している中、会員数は増えてきているのか。

答 令和元年度で313名であったが、コロナ禍の令和2年度には208名に減り、令和4年度は170名であった。令和5年度は5類移行により、今年1月末には201名に回復した。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員多数の賛成をもって、現案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計予算及び企業会計予算の概要について申し上げます。

まず議案第29号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を15億7,656万1,000円と定めるもので、歳入の主なものは、国民健康保険税2億8,158万8,000円、県支出金11億6,097万2,000円、一般会計繰入金1億668万6,000円。

歳出では、保険給付費10億8,134万6,000円、国民健康保険事業費納付金

3億9,479万9,000円、保健事業費5,335万9,000円などであります。

次に、議案第30号「令和6年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を2億3,965万2,000円と定めるもので、歳入の主なものは、保険料1億9,006万9,000円、一般会計繰入金4,866万9,000円。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,678万5,000円などあります。

次に、議案第31号「令和6年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を1億2,395万6,000円と定めるもので、三方診療所分として1億2,230万1,000円、巡回診療所分として165万5,000円が計上されており、歳入の主なものは、診療収入9,743万4,000円、繰入金977万5,000円。

歳出では、総務費5,823万4,000円、医業費6,131万5,000円などあります。

次に、議案第32号「令和6年度若狭町介護保険特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を19億4,124万4,000円と定めるもので、歳入の主なものは、保険料3億7,118万6,000円、国庫支出金4億4,097万6,000円、支払基金交付金4億9,598万2,000円。

歳出では、保険給付費17億9,552万9,000円、地域支援事業費7,858万円などあります。

次に、議案第33号「令和6年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を120万4,000円と定めるもので、歳入の主なものは、賦課金119万9,000円。

歳出では、総務費54万8,000円、災害補償費65万3,000円などあります。

次に、議案第34号「令和6年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を3,298万9,000円と定めるもので、歳入の主なものは、使用料2,773万3,000円、一般会計繰入金522万4,000円。

歳出では、住宅管理費2,118万1,000円、公債費1,160万8,000円などあります。

次に、議案第35号「令和6年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を2億7,314万円と定めるもので、歳入の主なものは、財産収入2,417万5,000円、県支出金8,465万4,000円、基金繰入金1,431万1,000円、町債9,000万円。

歳出では、土地開発事業費２億６，３３２万２，０００円、公債費９３６万８，０００円などであります。

次に、議案第３６号「令和６年度若狭町水道事業会計予算」は、収益的收入及び支出の予定額を４億３，５２７万２，０００円と定めるもので、収益の主なものは、営業収益３億３，４５４万７，０００円、営業外収益１億７２万５，０００円。

費用では、営業費用３億８，０７８万３，０００円、営業外費用４，４４８万９，０００円などあります。

また、資本的收入及び支出の予定額を資本的收入８億４，０４３万３，０００円、資本的支出１０億３７８万７，０００円と定めるもので、不足額１億６，３３５万４，０００円は、過年度分損益勘定留保資金８，１４３万２，０００円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額８，１９２万２，０００円で補てんし、収入の主なものは、工事負担金１，６０３万３，０００円、企業債８億２，４４０万円。

支出では、建設改良費９億１，９０３万２，０００円、企業債償還金８，４７５万５，０００円であります。

次に、議案第３７号「令和６年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、収益的收入及び支出の予定額を工業用水道事業収益２，６０５万３，０００円、工業用水道事業費用３，９１３万３，０００円と定めるもので、収益の主なものは、営業収益１，０２９万８，０００円、営業外収益１，５７５万５，０００円。

費用では、営業費用３，８３９万９，０００円、営業外費用６８万４，０００円などあります。

また、資本的收入及び支出の予定額を資本的收入０円、資本的支出１１０万円と定めるもので、不足額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんし、支出の主なものは、建設改良費１１０万円であります。

次に、議案第３８号「令和６年度若狭町下水道事業会計予算」は、収益的收入及び支出の予定額を下水道事業収益６億８，２６６万３，０００円、下水道事業費用８億７，９２３万８，０００円と定めるもので、収益の主なものは、営業収益３億５，４８３万４，０００円、営業外収益３億２，７８２万９，０００円。

費用では、営業費用８億２，２４０万９，０００円、営業外費用５，５８２万９，０００円などあります。

また、資本的收入及び支出の予定額を資本的收入８億１，５１２万７，０００円、資本的支出８億６，１３９万４，０００円と定めるもので、不足額４，６２６万７，０００円は、当年度分損益勘定留保資金４，４４１万４，０００円及び当年度分消費税及び

地方消費税資本的収支調整額185万3,000円で補てんし、収入の主なものは、出資金4億6,419万7,000円、補助金1億4,836万5,000円、企業債1億3,280万円。

支出の主なものは、建設改良費3億9,719万7,000円、企業債償還金4億6,419万7,000円であります。

次に、議案第39号「令和6年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を診療所事業収益4億6,893万2,000円、診療所事業費用4億6,908万7,000円と定めるもので、収益の主なものは、医業収益3億1,511万2,000円、医業外収益1億5,382万円。

費用では、医業費用4億6,337万3,000円、医業外費用521万4,000円などであります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入2,918万円、資本的支出6,509万7,000円と定めるもので、不足額3,591万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんし、収入は、企業債550万円、負担金2,368万円。支出は、建設改良費2,918万1,000円、企業債償還金3,591万6,000円であります。

次に、議案第29号から議案第39号までの審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、水道事業会計では、

問 天増川代替水源整備について、今回は基本設計であるが、施工完了した場合の事業費用はどれくらいか。また、この事業について整備が必要な理由は何か。

答 令和6年度事業の基本設計により事業費やスケジュールなどを検討したいと考えているが、事業費として、おおよそ4億円から5億円はかかると想定する。天増川水源取水施設、熊川浄水場ともに老朽化しており、今後、更新が必要となる。ダム水取水は水が豊富だが、浄水処理に経費がかかるため、維持管理費が安価な井戸水源利用も検討材料としたい。総合的に比較して、今後の水道料金が抑えられる方法を検討していく。

次に、工業用水道事業会計では、

問 黒字にすることが難しいと考えるが、赤字を減らす方法は検討できないか。

答 日本電気硝子の撤退以降、給水収益が上がらない。一般会計からの繰入れも含め財政と相談する。

問 電磁流量計取換え予算が計上されているが、宅内工事ではないのか。

答 電磁流量計までが町の管理である。

次に、上中診療所事業会計では、

問 令和５年度と比べ令和６年度はキャッシュフロー的に改善されているのか。

答 令和５年度期首残高から約１，５００万円減少の見込みであるが、ここ数年の間に資金繰りは改善してきている。

問 電子カルテシステムは初めて導入するものか。

答 新たに導入するものである。令和６年秋頃から本格運用と考えている。

問 転院の際、他の医療機関とカルテのやり取りは可能か。

答 今回、導入するシステムは院内の外来患者に対するものであり、他の医療機関とのやり取りはできない。

問 小浜病院との地域包括ケアシステムへの実践対応については利用できないのか。

答 電子カルテシステムは利用できないが、別のシステムを介して行っている。

議案第２９号「令和６年度若狭町国民健康保険特別会計予算」から議案第３９号「令和６年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの１１議案については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで、暫時休憩をします。

再開は、１時２０分からとします。

（午後 ０時２１分 休憩）

（午後 １時２０分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

これより、議案第１１号「若狭町監査委員条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第１１号「若狭町監査委員条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１２号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第１２号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１３号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第１３号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、本案は

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「若狭町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号「若狭町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第１８号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１９号「若狭町介護保険条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第１９号「若狭町介護保険条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２０号「若狭町漁港管理条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２０号「若狭町漁港管理条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２１号「若狭町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２１号「若狭町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２２号「若狭町水道事業給水条例及び若狭町水道法施行条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２２号「若狭町水道事業給水条例及び若狭町水道法施行条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２３号「若狭町情報基盤整備事業基金条例の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２３号「若狭町情報基盤整備事業基金条例の廃止について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２４号「若狭町えびす荘条例を廃止する条例の提出について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２４号「若狭町えびす荘条例を廃止する条例の提出について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号「小浜市と若狭町との廃棄物（可燃物）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２５号「小浜市と若狭町との廃棄物（可燃物）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の廃止について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２６号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２７号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２７号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号「令和６年度若狭町一般会計予算」に対する討論を行います。

討論通告がありますので、発言を許します。

１３番、北原武道君。

○１３番（北原武道君）

予算書 149 ページに「歴史上の人的文化遺産顕彰事業」48 万円が計上されております。これは「佐久間勉艇長遺徳顕彰式典」の費用であります。

私は、行政が、歴史上の特定人物を偉人と決めつけ、公費を用いてその顕彰行事を行うことは、国民の内心の自由を侵すもので、憲法に違反する、このように指摘してまいりました。

今年度の式典は、町主催ではなく「佐久間勉艇長遺徳顕彰式典実行委員会」が主催して実施されます。そして、出金の形態は「補助金」となっております。

ところが、私、式典の案内状をいただきまして、びっくりしました。実行委員会の会長は渡辺英朗氏、つまり町長本人であります。町長が実行委員会を代表して補助金交付の申請を行い、その町長が町を代表して交付決定を行うことになります。明らかに民法 108 条「双方代理の禁止」に抵触します。

歴史上の特定個人の顕彰行事は、その人物を崇敬する有志が主催し、浄財によって実施されるべきであります。

以上、本案、反対の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

次に、原案に賛成者の討論の通告がありますので、発言を許します。

12 番、今井富雄君。

○12 番（今井富雄君）

ただいま議題となっております議案第 28 号「令和 6 年度若狭町一般会計予算」に賛成の討論をいたします。

去る 3 月 16 日には、福井県にとって非常に有意義な北陸新幹線が敦賀まで延伸されました。このことを機に大いに伸びていくための若狭町の令和 6 年度の予算案、その内容には、これからの若狭町の発展の足かせになるような施策はどこにも見当たりません。

これに対しまして、残念ながら、今ほどは北原議員から予算案反対の討論がございました。しかも、その理由は社会教育費の中の歴史上の人的文化遺産の顕彰事業への補助金 48 万円の使われかたが日本国憲法第 20 条及び第 89 条などの定められたルートから逸脱しているというのが理由のようでございます。

令和 6 年度の一般会計予算の規模は 116 億 7,000 万円余りでございます。その中の 48 万円の使われかたにこだわって、新年度予算全体の執行を認めようとしないのは、まさに木を見て森を見ずではないでしょうか。

補助対象の顕彰事業は、1910 年 4 月 15 日に山口県新湊沖で不慮の潜水艦事故に

遭われて殉職された佐久間勉艇長、その殉職により知ることのできた佐久間艇長の人徳を直接的あるいは間接的に問わず、後世まで伝えて、人々が生きていくうえで、また人々を教育するうえで忘れてはならないものとして意識し続けていくことを願っての事業であります。

若狭町民の誇りとして、また世界の人々が共感している我が先人の遺徳顕彰行事です。その行為は宗教教育でもなく宗教的活動でもありません。主催組織は遺徳顕彰を宣教はしておりません。

全議員の方の御理解と御賛同を賜りますことをお願い申し上げまして、私の賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号「令和6年度若狭町一般会計予算」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（辻岡正和君）

起立多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計予算」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３０号「令和６年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３０号「令和６年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３１号「令和６年度若狭町直営診療所特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３１号「令和６年度若狭町直営診療所特別会計予算」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３２号「令和６年度若狭町介護保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３２号「令和６年度若狭町介護保険特別会計予算」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３３号「令和６年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３３号「令和６年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３４号「令和６年度若狭町営住宅等特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３４号「令和６年度若狭町営住宅等特別会計予算」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３５号「令和６年度若狭町土地開発事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３５号「令和６年度若狭町土地開発事業特別会計予算」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３６号「令和６年度若狭町水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３６号「令和６年度若狭町水道事業会計予算」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３７号「令和６年度若狭町工業用水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３７号「令和６年度若狭町工業用水道事業会計予算」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３８号「令和６年度若狭町下水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３８号「令和６年度若狭町下水道事業会計予算」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３９号「令和６年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３９号「令和６年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号「町道路線の認定、廃止及び変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第40号「町道路線の認定、廃止及び変更について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「（仮称）三十三間山の風力発電事業計画に対して反対する意見書の提出を求める請願書」に対する討論を行います。

まず反対者の討論はございますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

ないようですと、次に、原案に賛成者の討論通告がありますので、発言を許します。

2番、川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

請願第1号「（仮称）三十三間山風力発電事業計画に対して反対する意見書の提出を求める請願書」の総務産業建設常任委員会委員長報告について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

最初にお断りをしておきますが、風力発電を否定しているわけではございません。このたびの風力発電事業計画が三十三間山の稜線に風車を林立させることに対して深い憤りを感じる次第であります。

ただいまの委員長報告に賛成する主な理由は次の4点です。

1、開発に伴う山稜の掘削や取付道路の敷設等により土砂の流出が懸念され、天増川

から北側へ八幡川、はす川から三方五湖へ流入して土砂の堆積が予想されること。

2、山・川・湖と豊かな自然環境を標榜している本町にあって、風力発電事業は貴重な山の自然を破壊するものであり、本町の観光振興においてマイナスとなること。

3、三十三間山には「風神」の碑や近江坂の古道などが残存していて、古の歴史や伝統を残す山であり、また関西百名山の一つに名を連ね、多くの登山者やトレッキング愛好者等からも慕われている名山であります。その名山の景観が損なわれること。

4、わずか1か月という短期間に2,000筆を超える風力発電事業計画に対する反対署名が寄せられたことを重く受けとめるべきであること。

以上の4点であります。

本事業計画地から離れたところでクリーンエネルギーの風力発電事業に賛成する方がいらっしゃることは承知しています。しかし、離れていても環境悪化からは逃れられません。今こそ地元住民に寄り添うという意識の変革が必要ではないでしょうか。若狭町はみんなで幸福にならなければなりません。決して「他人の不幸のうえに自分の幸福を築く」ようなことがあってはなりませんと申し上げ、本請願の委員長報告に対し、賛成の立場での討論といたします。議員各位の御賛同を賜りますよう心よりお願い申し上げます。御清聴、ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

請願第1号「（仮称）三十三間山の風力発電事業計画に対して反対する意見書の提出を求める請願書」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(午後 2時00分 休憩)

(午後 2時 2分 再開)

○議長（辻岡正和君）

再開します。

お諮りします。

ただいま、6番、藤田正美君から、発議第1号「（仮称）三十三間山風力発電事業計画に対して反対する意見書について」が提出されました。

発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発議第1号～

○議長（辻岡正和君）

追加日程第1、発議第1号「（仮称）三十三間山の風力発電事業計画に対して反対する意見書について」、議題とします。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。

6番、藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

発議第1号「（仮称）三十三間山の風力発電事業計画に対して反対する意見書について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

現在、三十三間山頂に風力発電を建設する計画が進められており、この事業が実施された場合、三十三間山を中心に南北およそ6kmにも及ぶ稜線上に、高さ180mにもなる巨大な風車が17基も建設される計画となっています。

既に事業者により観測ポールがたてられ、調査用の重機が持ち運ばれるなどしており、令和5年9月には環境影響評価に関する方法書が出され、町民への説明会も行われるなど着々と計画が進められております。

しかし、三十三間山の伏流水は、地元みそみ地区の用水として貴重な資源であり、上中地域の上水として利用されている、天増川や北川の源流でもあります。

このように、若狭町民の生活になくてはならない水源でもある三十三間山を開発する計画が進められれば、集中豪雨が頻発する昨今において、災害の危険性はますます増大し、飲料水だけでなく、はす川の泥水が三方五湖へ流れ込むことで、湖の環境汚染、漁業への影響など、その影響は広範囲に及ぶことが予想されます。

昨年１１月には、渡辺町長も建設計画に対する反対意見を表明され、隣接する滋賀県高島市も市長及び市議会が反対を表明されております。

そのような中、若狭町議会として、２，０００名を超える住民の反対署名の重みをしっかりと受け止め、若狭町の貴重な自然を守り、住みよい若狭町を次世代につなげていくために、お手元の案のとおり、意見書を政府関係機関に提出したいと考えております。

趣旨を御理解のうえ、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（辻岡正和君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第１号「（仮称）三十三間山の風力発電事業計画に対して反対する意見書について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３６、諮問第１号及び日程第３７、諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の２議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、諮問第１号及び諮問第２号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、若狭町内では、法務大臣の委嘱を受けた６名の人権擁護委員の方が活動をされておられます。

このうち、中村正人氏と青木貞子氏の２名の方が令和６年６月３０日をもって任期が満了となります。

そこで、諮問第１号におきましては、引き続き中村正人氏を、また、諮問第２号におきましても引き続き青木貞子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 ２時 １ 分 休憩）

（午後 ２時 ２ ３ 分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の２議案を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

お諮りします。

本件はお手元に配付した意見のとおり、答申したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号及び諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第３８ 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第３８、議員派遣報告及び議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付したとおり報告し、また派遣することにしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和6年第1回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月28日の開会以来、本日まで24日間にわたり、提案されました条例の一部改正、工事請負変更契約の締結、令和5年度各会計補正予算をはじめとして、条例、規約の廃止、制定、計画の策定変更、令和6年度各会計予算、町道路線の認定、廃止及び変更など重要議案につきまして、終始熱心にかつ慎重に御審議をいただきまして、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事、閉会の運びとなりました。

若狭町のさらなる発展を期するため、今定例会において可決されました諸議案の執行にあたりましては、適切かつ効果的に執行していただきまして、住民福祉の向上につながっていくことを願うものであります。

本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼を申し上げ、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より閉会の挨拶があります。渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は2月28日の開会から本日までの24日間にわたり、令和5年度若狭町一般会計及び特別会計などの補正予算や各種条例関係、規約の廃止や計画の策定、変更、さらには令和6年度における若狭町一般会計予算など数多くの重要案件について御審議をいただきました。その間、議員の皆様方には御提案させていただきました議案に対し、本会議並びに各常任委員会におきまして慎重に御審議をいただき、まことにありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見や御指導につきまし

ては、今後の町政運営に十分留意するとともに、令和6年度においても効果的な事業の遂行、また適切な予算の執行に努める次第でございます。

さて、長年の悲願でありました北陸新幹線金沢敦賀間が3月16日に開業されました。福井県内各地では歓迎ムードとなり、特に敦賀駅前では、3月16日と17日にわたり開業に合わせた「つるが街波祭」が開催され、本町といたしましてもイベント会場に若狭町ブースを設け、町のPRをさせていただいたところです。

また、町内小・中学校で実践しております若狭SDGs探究学習の中で、瓜生小学校6年生の児童の皆さんが、北陸新幹線敦賀開業に向け、若狭牛や熊川こんにゃく、福井梅を使った若狭町特産品を生かした駅弁作りに取り組んでくれました。そこで考案された「三ツ星若狭牛彩りビビンバ駅弁」は、16日に若狭町のブースにおいて、町の特産品PRとして販売をされ大盛況となりました。

実現に至るまで、子どもたちの活動に対し、地域の皆様も熱心に御支援いただき深く感謝を申し上げますとともに、このような活動が若狭町の発展につながっていくものと期待するとともに、これからも未来ある子どもたちへの支援を充実させていく所存でございます。

さて、令和6年度末には、若狭町が誕生し20年の節目を迎える年となり、本町といたしましても大きく飛躍する年になると考えております。町民の皆様と心を一つにして20年を祝うとともに、この20周年を契機として、ふるさと若狭町への思いをさらに深め、人との交流により賑わいを創出し、子どもたちに若狭町の未来をつなげていくため、20周年に関連する事業についても誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも議員の皆様をはじめ町民の皆様方のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、若狭町のさらなる発展と議員の皆様方のますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後 2時31分閉会)